

令和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	万善地区 (万善集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月22日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

万善地区は、猪名川町の中央部に位置し、県道12号川西篠山線と県道68号川西三田線が交差し、地区内には「道の駅いながわ」があることから町内を訪れる方の観光拠点となっている。

地区の営農状況は、現状、個々の農家により営農継続できているが、後継者不足が課題であることから農地の受け手は確保していく必要がある。また、集落全域に獣害被害があるため対策が必要である。

未整備地区であり、農道が狭く機械の大型化ができないことや田越での作業、水路の老朽化や排水など圃場条件の改善も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人での営農を継続しつつ、地区内の担い手への集積など地域農業が活性化するよう協議を続ける。

栽培作物は、水稻を中心としつつ黒豆、野菜など高収益作物への転換を検討する。

飼料用米の導入や二毛作の検討により収益向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農業上の利用が行われている全ての区域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向などがあれば、集団化できるよう協議を行う。 また、圃場整備を見据え担い手への集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生する際は、基本的に農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場条件の改善のため、圃場整備を推進する。また、既存施設の老朽化が課題であることから、修繕・改修について協議を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内では、NPO法人が農業研修などを実施している。 チャレンジ農業者の育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化に伴い農業支援サービスの検討も進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
③高齢化・人手不足により農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。